

総務文教常任委員会

所管事務調査資料

(令和 8 年 2 月 2 日)

(事務調査)

③ 厚真町教育サポートセンター運営事業について

生涯学習課学校教育グループ<sup>°</sup>

## 厚真町教育サポートセンター運営事業について

### 1 設置・運営に至る背景

近年、不登校や不登校傾向にある児童生徒の割合は全国的に増加の一途をたどっており、小学校で約14%、中学校で約17%と高い水準で推移している。特に北海道においては、専門的な相談・指導等による支援を受けていない不登校児童生徒の割合が増加傾向にあり、喫緊の課題として早急な対策が求められている。

不登校の背景には、「学校生活への意欲低下」「生活リズムの不調」「不安や抑うつ」「学業不振」など、多様な要因が複雑に絡み合っている。また、不登校の経験は若年層の自殺念慮・未遂者において突出しており、学業の遅れや進路選択上の不利益、ひいては将来の社会的自立へのリスクを抱える可能性が指摘されている。

このような状況に対し、予防的視点をもった早期発見・早期対応が不可欠である。さらに、2027年に改訂が見込まれる学習指導要領の論点整理では、「変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む」ことが重視されており、児童生徒一人ひとりが社会で生き抜く力を育むための支援がより一層求められている。

### 2 設置・運営の目的

以上の背景を踏まえ、教育サポートセンターは、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、以下の目的をもって設置する。

#### ①児童生徒の権利保障と多様な学びの場の提供

「子どもの権利条約」や「日本国憲法」で保障されている「教育を受ける権利」を、不登校児童生徒にも確実に保障する。

国や道が示す、家から出られない、学校に行けない、自分のクラスには居づらいといった、児童生徒の状況に応じた4段階の対策に基づき、個々の状況に応じた多様な学びの場を提供し、安心して学べる環境を整備する。

#### ②個に応じたきめ細やかな支援と社会的自立の促進

不登校の背景にある要因を早期に発見・把握し、適切なアセスメントに基づく支援計画のもと、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を行う。

「HOKKAIDO不登校対策プラン」でも示されているように、「学校に登校すること」のみを目標とするのではなく、傷ついた自己肯定感を回復させ、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につけ、困ったときにSOSを出せる力を育むことで、児童生徒が主体的に人生を舵取りし、将来的

に精神的・経済的に自立できるような支援を目指す。

### ③地域全体で支える「社会に開かれた生徒指導」の推進

学校内だけで完結するのではなく、家庭、地域、関係機関と緊密に連携・協働し、児童生徒の社会的自立を地域全体で支える「社会に開かれた生徒指導」を推進する拠点となる。

新しい学習指導要領が目指す「変化の激しい社会を生き抜く力」を育むための重要な役割を担い、不登校児童生徒が社会の中で多様な他者とともに生きる力を育むための大切な拠点として機能することを目指す。

### HOKKAIDO不登校対策プラン

北海道教育委員会が本道の不登校の現状と課題を踏まえ、不登校対策の基本的な方向や具体的な取組内容など、学校や教育委員会が重点的・継続的に取り組むことについて、国の不登校対策（国の不登校対策（COCOLOプラン））を参考にして令和6年3月に策定した。

実施期間は、現行の北海道教育推進計画の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4年間。

## 3 実施体制

開設日時	8:30～17:15 月～金(祝日除く)
センター職員	・支援員(会計年度任用職員) ・社会福祉士等の専門職 (教職員)
場 所	厚真町教育委員会

## 4 業務内容

- ・学校や関係機関との連携による不登校の未然防止(一次予防)や早期発見・早期対応(二次予防)、継続的な支援(三次予防)
- ・不登校傾向にある児童生徒および保護者への相談対応
- ・支援計画の作成及びこれに基づいた学習支援および自立に資する支援

## 5 支援対象

不登校または不登校傾向にある児童生徒

- ・学校を休みがち、または休みたいと思っている

- ・登校はしているが、集団生活や学習に困難や疲れを感じている
- ・何らかの事情により、学校以外の学びの場を必要としている
- ・児童生徒や保護者が支援を希望している

## 6 期待される効果

学校に行きづらい子どもが学びの機会を得て、学習への意欲、生活のリズムを取り戻し、心身の安定や社会性の回復などの効果が期待される。

## 7 これまでの経緯

本町の不登校対策について、令和6年度に民間事業者に委託する形で試験的な学習支援を行い、児童生徒4名がこれを利用している。

令和7年度は、より最適な環境を構築するため準備室を設置し、児童生徒の支援（現時点で3名）を行いつつ、支援方法など体制づくりを行った。

## 8 管内の教育支援センター開設状況

- ・4市3町で開設
- ・学校復帰に向けた支援、学習機会確保の取組を実施している

	A市	B市	C市	D市	E町	F町	G町	厚真町
学校復帰に向けた支援	○		○	○	○	○		○
学習機会確保の取組	○	○	○		○	○	○	○

## 9 今後の方向性

- ・健康観察・相談アプリの導入など、児童生徒が発信できるツールの検討
- ・スペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）設置の検討
- ・学習指導要領改訂の動向をふまえた、教育サポートセンターの体制調整

対策1  
学校を  
安心して学べる場所へ

対策2  
心の小さなSOSを見逃さないチーム支援

対策3  
学びの場を確保、学びたいと  
きに学べる環境整備

対策プラン+ $\alpha$   
実効性を高める取組

HOKKAIDO不登校対策プランより(R6.3策定)

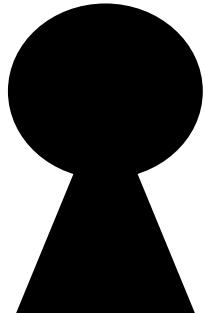
【ステップ1】

「安心して学べる学校づくり」・多くの視点での認知

学校(教員、SC等)

家庭(保護者、児童生徒)

教育サポートセンター



子ども

学校を休みがち、足が向かない  
集団生活になじめない  
学校以外の学び場が欲しい

誰も取りこぼさないために多くの視点で認知

【ステップ2】

計画

合意

関係機関との協議・社会福祉士が個別計画を策定

学校、家庭、サポートセンターの合意

学校(教員、SC等)

家庭(保護者、児童生徒)

教育サポートセンター

学習支援  
学びの保障

保護者支援  
面接、相談の実施

接続支援  
関わりの構築

生活支援  
生活習慣の安定

【ステップ3】

具体的な支援

【ステップ4】

再検討

モニタリング及び支援計画の更新・終了